

構造改革特区において講じられた 規制の特例措置の評価について

評価に関する基本的な考え方

特区における規制の特例措置について、特区事業の開始から一定期間後に、**規制の特例措置にあり方に関する評価**を行い、**弊害が生じていないと認められる場合には、地域を限定せず全国において実施**するものとすることにより、特区の成果を着実に全国に広げる。

特区の評価について、構造改革特別区域推進本部長（内閣総理大臣）に必要な意見を述べるため、同推進本部に、民間事業者や学識経験者等第三者からなる**評価委員会**を設置。

評価のプロセス

規制所管省庁

特区で発生する弊害の有無について調査を行い、その結果に基づき、**規制の特例措置を全国展開する場合に発生する弊害の有無について検証**。
規制所管省庁は、全国展開により発生する弊害について立証責任を負う。

報告

評価委員会

規制の特例措置を**全国展開することによる効果について調査**を行い、規制所管省庁からの報告を踏まえ、**弊害の発生について検証し、特段の問題が生じているか否かについて評価**を行う。

意見提出

構造改革特別区域推進本部

評価委員会の意見を踏まえ、
① **地域を限定することなく全国において実施**
② **引き続き当該地域特性を有する地域に限定して適用**
③ **規制の特例措置の廃止**
のいずれかについて**構造改革特別区域推進本部として決定**する。